

賠償責任保険証券 (一般種目用)

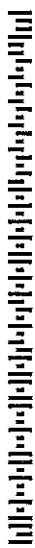
7811-8003

105-0011

住所 東京都港区芝公園 2-6-15
黒龍芝公園ビル 4階

氏名 特定非営利活動法人国際ロータリー
日本青少年交換委員会 理事 小澤 正明

様



生年コード
ハコード

裏面注意事項①もご確認ください。

証券番号 803-3433-6497

契約日 平成 26年 11月 7日

証券番号 5443785646

コード 101
特別 施設所有 (管理) 者
約款 営業店 東京中央 S4
パリュエー・エージェンツ
団体名 特定非営利活動法人国際ロータリー

リスクコード 990
保険 平成 26年 11月 7日 午前 8時から
区分 平成 27年 11月 7日 午後 4時から
期間 1年間

リスクコード 999
区分 株式会社
名称 株式会社
住所 東京都港区芝公園 2-6-15
黒龍芝公園ビル 4階

1 日本国内のみ

1 確定

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

(※)区分が確定である場合のみ、通知事項と異なります。

保険契約者と異なるとき表示します。

請求ベース 保険料不精算

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

1 基礎

営業店 東京中央 S4
(7811) 03-5781-6594
代理人 パリュエー・エージェンツ
(8003) 03-3233-2700

この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および補約条項については添付『賠償責任保険の約款』をご覧ください。

印紙税申告納付につき臨時税務署承認済

日計票番号 7811-TKM30

11

証券作成日 平成 26年 11月 26日

(.....76号

賠償 17)

B07-2226(正)

B07-2226(正)

特約条項および裏書事項

(通知事項に関するご注意)
 本面にこの「通知事項に関するご注意」のご確認をお願いする記載がある場合は、その記載に従い、次の①または②のいずれかが適用されます。

①★が付された事項は、内容の変更が生じた際に、運部なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(保険金を預償してお支払いする商品もあります。)

②普通保険約款および特約条項の通知義務に関する規定に記載された事項は、内容の変更が判明した際に、すみやかに弊社にご連絡をいただく必要があります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(その他のご注意)

この保険証券に社長御印のないものは無効です。また、この保険証券の記載事項が事実と反した場合は保険契約は効力を失うことがありますので記載事項については念のためご照会ください。

裏面に「保険証券明細書」と記載されている場合には必ず「保険証券」に添付して、ご使用ください。「保険証券明細書」単紙で利用した場合には、証券としての効力がありませんので、ご注意ください。

裏面に標記された保険の普通保険約款、特別約款および特約条項その他この保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。

東京都千代田区丸の内1丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社

取締役社長 永野毅



<X999>

証券番号

5	4	4	3	7	8	5	6	4	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

人格権侵害担保特約条項(国際ロータリー日本青少年交換委員会用)

(施設所有(管理)者特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかの事由に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、（1）の不当行為が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示 ウ. 性的な言動 エ. 差別的または不利益な取扱い
人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害または精神的苦痛をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびにこの保険契約に付帯する他の特約条項の免責条項に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、またはその指図により行われた不当行為
- ③ 被保険者によって、またはその了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過

<X999>

失犯を除きます。)

- ④ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑤ 放送活動または出版活動

第3条 (被保険者の範囲)

(1) この保険契約において、「被保険者」とは、次の者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者
- ② 国際ロータリー日本地区ガバナー
- ③ 日本国内に所在するロータリークラブ会長
- ④ 青少年交換委員長および青少年交換委員

(2) 当社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第4条 (求償権の不行使)

この保険契約において、当社は、普通保険約款第29条(代位)の規定により当社に移転した権利のうち、ロータリークラブの会員に対する権利を行使しません。

第5条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。